

総務建設常任委員会記録

令和7年9月11日

大治町議会

大治町議会 総務建設常任委員会記録

招集年月日	令和 7 年 9 月 11 日		
招集場所	大治町役場 第1委員会室		
開会	9月11日	午前 9 時 57分 (第1日)	
出席委員	2番：八神太紀	4番：後藤田麻美子	7番：三輪明広
	8番：若山照洋	11番：吉原経夫	
欠席委員	なし		
委員外議員	1番：池田耕介	3番：手嶋いずみ	6番：鈴木 満
	9番：松本英隆	12番：林 哲秀	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	町長：鈴木康友	教育長：平野香代子	
	総務部長：大西英樹	建設部長：三輪恒裕	
	総務部次長兼税務課長：加藤 謹		
	総務課長：佐藤友哉		
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣		
	係長：櫛田初代		
付託事件	議案第59号 大治町長の給与の特例に関する条例の制定について		
	議案第60号 大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について		
	議案第61号 大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について		
	議案第62号 大治町税条例の一部を改正する条例について		

令和7年9月大治町議会定例会  
総務建設常任委員会審査日程

(第1日)

令和7年9月11日(木)午前9時57分開会

1 開会宣言

2 審査日程の報告

日程第1 議案第59号 大治町長の給与の特例に関する条例の制定について

日程第2 議案第60号 大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第61号 大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第62号 大治町税条例の一部を改正する条例について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前9時57分 開会

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ただいまの出席委員は5人です。定足数に達していますので、ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

これから本日の会議に入ります。

本委員会に付託されました、日程第1、議案第59号大治町長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

吉原委員。

◎吉原 経夫委員

町長の給与ですが年間800万にするということで、議場でも何回か質問されて、その根拠質問されて町長答弁されておられますが、私は根拠としてはそんなにないんだけど、町長がやっぱり痛みを伴う改革をやるということで、やっぱり自分から身を削っていくという政治姿勢のあらわれ、心意気だと感じて賛成させていただくものでございますが、議場でもやっぱりいろんな議員から厳しい意見も出ておりますので、全員一致で採決されればいいんですがそういうわけじゃなくて、やっぱり反対する方もみえるんじゃないかなと。そうした場合ですねやっぱりこれは町長の公約でもあるし政治姿勢、また、心意気の問題でもあるんですから、議員に対してそこら辺思いをそれぞれ個別にでも話していただいて、これもやってもらうようなことは難しいでしょうか。

いやいや簡潔に言いますと、反対する方がみえた場合、その方に対する対応は町としてどうお考えでしょうか。やはりこれは全員一致して賛成してもらうのが一番かなと思って、そこら辺だけお聞きします。

◎町長 鈴木 康友

提案の理由につきましては議場でもいろいろと御説明をさせていただきました。またそのことにつきましては多角的にいろいろな方の見解見識がございますので、賛成反対を表現することが自分は議会として最大にすばらしいことだと認識しております。ですので、もちろん提案側ではございますので賛成いただくように誠心誠意説明を続けてまいりますが、今委員のおっしゃられたような形で何かをするということにつきましては、個人的に何かお願いすることはあるかもしれません、議場において、また委員会場において誠心誠意御説明をさせていただいて御採択を頂くものだと思っております。以上です。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

◎若山 照洋委員

若山です。議場でもいろいろ説明されていましたが、財政難なので800万にするみたいな表現をしてましたよね。財政難でなかったらしなかったということですか。

◎町長 鈴木 康友

財政難でなければ自分は、特別職はこれは全ての特別職ですね、今後上がっていくてもしかるべきではないかというふうに考えております。ですので、財政難でなければ自分はこの給料に関しては戻す意向も将来的にはあるということですが、任期中まずは800万でいこうということで、任期中まず4年間ですので次もし自分がその次のときとかそういうことを考えるのであれば、またそのときに考えを直していく。または物価が急に倍になるとかそういう社会的変動もございますので、永久的にこれでいいけるとは思っておりません。現段階で800万がふさわしいのではないかというふうに考えております。以上です。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

[「今ちょっと、この条例……」の声あり]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

まだ指名していないですよ。

吉原委員。

◎吉原 経夫委員

ごめんなさい。ちょっと今、町長の答弁聞いて分からなくなつたんですが、この条例の第1条では「この条例施行の際現に町長の職にある者（以下「町長」という。）」ということで、当然、2期目まで出られたときも職が続いているわけで、一旦切れるわけじゃないんで、だから一旦切れる、また別なのか。この表現を見ると令和7年10月1日で町長の職にある人を特定して、その人がずっと町長である限りこの特例が適用できる条例だと私思つりますよ。だからもし町長、財政難もあってもう少し元に戻そうとなると、この特例に関する条例を廃止しなきやいけないと私は思つますが、そこら辺ちょっと条例の解釈の点お願ひいたします。

◎総務課長 佐藤 友哉

今回の給与の特例に関する条例なんですが、委員おっしゃるとおり今の鈴木町長が町長の職にある期間有効となっております。もしこの金額を変えるということであれば、こちらの条例を改正するだとか、それか廃止するだとか、そういういた行為が必要になるものでございます。以上です。

◎吉原 経夫委員

だから簡単に言うと鈴木康友町長が2期目やるときもだし、たまたま1回失職、職を失ってもまた再度なった場合は、たまたまの話ね、職を失っちゃう失職ちょっとといろいろ表現ありますが、鈴木康友町長というふうにしましても、鈴木康友さんということでもう決めてるから、次に町長になってもずっとこの条例がある限り有効だと思うんですけど、この条例施行の際現に町長の職にある者、ね。だからそれでもう特定されちゃうんで人が。そういうことじゃないんですか。そこら辺。一回任期が終わればおしまいなのか任期続いたときもなのか。一旦切れてもなのか。そこら辺の解釈をちょっとしっかりとお願いします。

◎総務課長 佐藤 友哉

こちらの条例につきましては任期という考え方ではなく、今現に町長の職にある者ということになりますので、仮に町長が任期で変わるとかそういう話になると、そのときはまたこの条例のほうですね、どのように改正するだとか、廃止すべきなのか、その辺はまた規定を直していく必要があるかなとは考えております。

◎吉原 経夫委員

ちょっと質問に正確に答えてほしいんですが。だから、鈴木康友町長を「以下「町長」という。」ふうにして指定していると思うんですよ。だから、2期目続けているときも当然この条例がある限り続くし、この条例がある限り、一旦町長でなくなっても次にまた町長になったときは当然この条例が生きてくると。そのほかの人の場合は特例だからならないんですが。鈴木康友町長が町長である限りずっとこの条例がある限り800万という条例だと思うんですが、そこら辺きちっと説明してください。

◎総務課長 佐藤 友哉

委員のおっしゃるとおりでございます。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

他にありますか。

若山委員。

◎若山 照洋委員

今回この特例なので報酬審議会、なんかそういうのを開かなくていいのか、本来開いてそこの委員の方が判断されるなり、べきだと思うんですけど。その辺りどうですか。

◎総務課長 佐藤 友哉

特別職報酬審議会の関係ということで御質問ですが、特別職報酬審議会で審議されるものとしましては、基本的には他市町村の状況ですとか、物価のその時点の物価の状況、また職員の給与改定、そういうものの客観的な指標をもとにして審議して決定されるものと認識しております。今回ですね特例の減額の今回新たな条例をつくりましてとい

うことになりますので、この特例の減額の期間、経過といいますかこの特例条例が終わりましたら本来の額に戻ることになるわけです。そういったものですとこれは国のはうからの、他の市町村の見解を国のはうに確認したものもあるんですが、そういったものは報酬審議会に諮問するまでは必要はないというようなそういう回答も得ているという情報はあります。必ず開かなければいけない、開かなくてもいいというものではありませんが、本町としては今回は特に開く必要はないと判断させていただいております。

◎若山 照洋委員

開かなくていいと言われても、町長よく答弁で先日の答弁の中で、名古屋市の市長の件を出されましたが、名古屋市はちゃんと開いているんですよね。そのあたり町長としてどういうお考えですか。それは自分の公約なので特例なのでいい。ただし、名古屋の場合だと要するに財政難でもない中で800万にされて、大治町は財政難なので800万にしますっていう表現はやっぱちょっとおかしいのかなって思うんですけど。やるべきものはちゃんとやったほうがいいのかなと思うんですが。特例なのでいいと先ほどの課長の説明だといいとかいうものの、名古屋のような近隣市町村自治体を参考にって言われたんですけど、その辺がちょっとよくわからない。そのあたりもう一度言っていただけると。

◎町長 鈴木 康友

行うべきものは行うということで御質問をいただいておりますが、今回自分がお願いをさせて所管にお願いをさせていただきましたのは、町長の報酬を財政難につき800万にしたいと。そのものについての手続上、その所管のはうが考えるべき手続で条例等々に關して議会のはうに提示をしたい、提言をしていただきたいという形でしたので、こちらの判断につきましては自分がこの報酬審議会の有無、開催の有無等々についてということではなくて、この条例はうちの町として成立させるにはどのような形が望ましいでしょうかということで行っておりますので、これは所管、そして今大治町がこのように報酬審議については考えているということで、御了承願えればと思います。以上です。

◎総務部長 大西 英樹

行政担当としての考え方なんですが、名古屋市のように審議会を開くということで、先ほど課長が申し上げました国の考え方、これは必ずしも開催を必要としないと言っているだけであってこれ開催することを拒んでいるものではないんですね。名古屋市はそういう形で開催をしていると思うんです。その結果を見てみると、公約でうたつたものを委員として意見は、ちょっと言葉は忘れましたけども、申し上げることができないというようなことで審議がなされてないですね。そういうことから考えると、今回も私どもが審議会にかけてどういう資料をもってどういう基準で判断してもらうかというところは非常に悩ましいところがございましたので、今回は省略をさせていただいたとい

うことでございます。経緯としては以上でございます。

◎若山 照洋委員

今部長から説明していただいたんですけど、報酬審議会に資料を提出して、その中でその資料の中には何か基準みたいなのがあるんですか。

◎総務部長 大西 英樹

この報酬審議会を、例えば自治体の考え方があるんですが、この価格を上げる場合、それから据え置く、下げる、これいろんなケースがあるんですが、そうした場合には我々が通常用意するのは、過去の今までの給料の推移、それから周辺自治体あとは我々類似団体っていうんですけれども、比較的大治町に似た規模の自治体の例えば首長、特別職のものを出していって、どちら辺が妥当なのかというところは出させていただいて、ある程度の提案をもってそれが了承されるかどうかというところなんですね。今回ちょっとなかなかそれが難しい案件かなというふうには思っております。以上です。

◎若山 照洋委員

今部長が類似団体って発言をされたんですけど、先日の町長の答弁の中で「首長は全て同じだ」っていう表現をされましたよね。その中で名古屋市と大治町は明らかに人口も違えば、類似ではないですよね。名古屋市と同じ金額にするのは類似団体というところはちょっと違うのかなって思いますが、その辺はどうでしょうか。

◎町長 鈴木 康友

団体の規模や財政規模そして人口等につきまして、そもそも町長や市長の報酬は差額がございます。それを特例をもって下げている。つまりこの特例という考え方は、理念・物価等々に関してそれを指標をもって示しているものではありませんので、その名古屋の規模でしたりとか、他市町村の規模と比較するものがない。だから先ほどの報酬審議会でも資料というものについての検討がなされづらいというところで御理解をいただければと思います。以上です。

◎吉原 経夫委員

名古屋市の報酬審議会開かれました。ただですね、やはり市長の公約、政治的に関わることだから審議にはなじまない。審議できないんですよ。だって類似団体とかいう考え方でやるわけにいかないんで。今回も町長が800万でいこうということで、これで報酬審議会開いても審議、難しいんですよね。だって町長の公約であって政治的信念でやられることにいろいろ類似団体とか関係ないし。だから私は町長が公約として挙げている。自分としてこうやりたいんだと。これでいきたいんだと。それが一番だと。ね。それ以外の余り言っちゃいかんけど、いろいろな理由を付けているけどもそれはつけ加えで、財政難は当然ありますよ。町長がやりたいんだと。ね。それが一番だと僕は私は思うんですが。そこら辺、町長の最後に気持ちというかそれをはっきり言っていただければ。

これでいいたいんだというのであれば。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町長 鈴木 康友

先ほどの若山委員の答弁にも少し漏れがございましたので、補足の説明を追加をさせていただきます。先ほど自分の数字等々についてお答えを詳細をお答えできてなかつたので、名古屋市については本来であれば2300万円程度の年俸といいますか、報酬となつております。大治町についてはまた1400万程度ということで、金額がそもそも制定に差異がございます。これによって人口でしたりとか、自治体規模というもので鑑みられております。800万に下げたというこの800万の根拠というものは、先日議場でお伝えをしたとおりの金額の制定の考えではございましたが、この800万の名古屋との比較はどうなのかというものについては、あくまでこちらは周辺の自治体と合わせたり、またその800万というものの数字の持てる意味というものは議場で説明したとおりですので、そのように御理解いただければと思います。

続きまして吉原委員の質問でございますが、今回のこの件につきましては、何度も申し上げておりますとおり、財政の状況、行財政改革も進んでいる最中でございます。そこにおいてまず最大限個人の裁量といいますか、個人の裁量ではないんですが、議決をいただきかなくてはいけない案件ではありますが、町長が単独で考えられ得る発信ができるものの一つとして町長の報酬自らの報酬を削減するということが一つございましたので、それをまず一番初めに掲げさせていただいているということでございます。以上です。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

八神委員。

◎八神 太紀委員

この条例に関して任期中というふうにお聞きをして、次変わるときの前に続投になるかもしれません、一度臨時会等々を開いてこの条例を見直す機会を設けるべきではないかと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

◎町長 鈴木 康友

委員おっしゃられる部分も深く理解はできます。特例に関する条例につきまして、まずは施行いただいた後にその状況等も踏まえてその直近の議会で撤廃を提言するのか、それともそのまま行くのがよろしいのかというものにつきましては、今後考えさせていただきますので、今いただいた意見も参考に今後は取り組んでまいります。以上です。

◎吉原 経夫委員

特例に関する条例では、これは鈴木康友町長が町長の限りずっとやる提案なんですよ。見直すことを前提の条例じゃない。もし見直すとか考えるなら附則か何かで4年間で区切らなきやいけない。任期中とね。もともと見直す考えがあるんだったら、そんなずっとこの任期中ずっとやるような条例提案すべきじゃない。やった以上これは条例で提案のように自分が任期の分は町長があるときはずっとやらなきやいけない。ただ、議会のほうからもいろいろ見直しはどうかという声が出たら別ですが、町長自らやることじゃない。やるならばこれ任期4年区切るべきだと。そこら辺はどうですか。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町長 鈴木 康友

吉原委員の御質問に対してもう一度お答えをさせていただきます。この提案につきましては先ほど若山委員のときにもお答えをさせていただきました。今後この物価の指数が上昇する可能性もあります。また逆に言うと下落してこれが高い可能性も出てくるわけです。そういうものも含めて今後これについては、そのしかるべきタイミングで変更をするという形で考えておりますので、ただ任期中だけではなくて、今の状況で4年間まずこれでいってみようというところで御提案をさせていただいているところです。ですので4年で区切るとかそういうものではないというふうにお考えいただけするとありがたいです。以上です。

◎吉原 経夫委員

この800万私は余り根拠がないと思って。今の話だと今の物価だから800万が妥当だと。物価が上がってきたら800万じゃなくてちょっと上げていかなければ。物価が下がったら下げていかなければ。そんなものなんですか。本当の1400万などのほうはそういう物価

高なので報酬審議会に諮ってやるものなんですが、これは特例で報酬審議会に諮るべき審議になじまないものです。だから、町長の決断でやっていることで、それが物価高になつたらちょっと上げます。物価が下がつたら下げますというようなこともあり得るなんてことは言うべきでは僕はないと。町長が自分が今これをやりたいから800万でいきたいと。それ言つたらそれで、ねえ、町長の心意気で公約であるからそれでおしまいの話なのに物価高だ物価が下がつたからと言うべきじゃない。言つたら町長の信念が問われることになるもんで、そこはもう1回町長の答弁をいただきたいんですが。とにかく公約で財政難だから私は800万にしたい。これでいきたい。あとはつけ加えてることは小さなこと言っちゃいけないけど、それが本意なんだとはつきりと言つてもらえばそれで済む話なんで、それでいっていただきたいと思うんですがどうでしょうか。

◎町長 鈴木 康友

吉原委員のおっしゃられるとおりの部分でございますが、テクニカルな部分については、まだ八神委員のお伝えいただいた部分も一理あるという部分もございますので、そこは含みおいて、まずはこの800万、行財政改革推進のために削減をということで出させていただいたものでございますので、何とぞこちらについて御理解をいただければと思っております。以上です。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

若山委員。

◎若山 照洋委員

今回のこの800万を出したことによって、次にもし4年後町長に町長選に立候補する人は、ちゅうちょすることっていうことを考えたことないですか。前町長が前っていう表現が鈴木町長が800万もらっていて、次になろうと思って選挙、大治町のために良くしようと思っている人が800万っていうのを継続しなければならないというか、重荷になることを考えたことありますか。多分その町長が現町長がそのまま継続に2期目に入れば問題何の問題もないんだろうけど、もし仮にほかの人が町長になられたときに、自分も800万にしなくてはいけないのかなとか、そういうそれによって町長選が立候補者が減るとか少なくなる影響が出るとかっていう考えはないですか。

◎町長 鈴木 康友

他市町の選挙。特に名古屋市の前回の選挙等々を鑑みさせていただいたことを考えましても、800万の次に元に戻すとか800万引き継がなくてはいけないというプレッシャーによって候補者が減っているというふうに自分は感じません。やはりそこに関してはそこに候補者の思いで提出をするものだと思っておりますので、今の800万が次の後世に次の候補者に影響するという形での考えは、自分の中ではございません。以上です。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

他に質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで討論を終わります。

議案第59号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

挙手全員です。したがって、議案第59号は可決すべきものと決定しました。

日程第2、議案第60号大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方どうぞ。

吉原委員。

◎吉原 経夫委員

議案説明会でも説明いただいているんですが、この条例によって町の職員、どういうメリットがあるのか。少し説明していただければ助かります。

◎総務課長 佐藤 友哉

今回の改正では仕事と育児の両立支援制度ということで、その辺りの情報提供を徹底することと、申し出した職員に対してしっかりと意向確認をしてその意向を酌んで業務を行っていただくといったものが趣旨になっております。今までですね育児休業に入る子供の出産を控えている職員ですか、お子さんを育児している職員に対しては情報提供はその都度その都度行っていることで、この条例ができるからメリットがあるというものではなく、今までずっと情報提供していますし、働きやすい環境は整備をしてきているものでございます。以上です。

◎吉原 経夫委員

今お聞きした情報提供と意向確認が中心だということですが、「勤務時間、休暇等に

関する」とあるから、勤務時間とか休暇とかがとり方が少し柔軟に変わるとか、そういうことあるんでしょうか。

◎総務課長 佐藤 友哉

今回のこの改正によって制度が変わるというものはございません。今までも育児休業のほかに部分休業ですとか育児短時間勤務こういった制度がございまして、あと休暇もありますので、その辺をしっかりと伝えるというのが今回の改正の趣旨でございます。以上です。

◎吉原 経夫委員

意向確認というのは今回初めて、この条例によって初めてなんでしょう。当然、意向確認で条例でなくとも意向を確認してると思うんですが、そこはどうでしょう。

◎総務課長 佐藤 友哉

お子さんが生まれる、出産を控える、そういうときに育児休業制度というのがございます。育児休業をとる際には意向確認というのはもともとございました。それにプラスして、それ以外の制度も意向確認をして対応していくというのが今回の趣旨ですが、今までも育児休業以外の制度についてもしっかりと情報提供しておりますので、変わることはありません。以上です。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

他にありますか。

[「なし」の声あり]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで討論を終わります。

議案第60号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

挙手全員です。したがって、議案第60号は可決すべきものと決定しました。

日程第3、議案第61号大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議場で提案説明ありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

吉原委員。

◎吉原 経夫委員

吉原です。60号と同じでこの条例を改正することによって、町の職員にどのようなメリットがあるんでしょうか。

◎総務課長 佐藤 友哉

今回の改正では部分休業の制度が変わるということになります。今の現行では部分休業というのは仕事の初めか終わりについて30分単位で1日につき2時間取れるという制度でございました。そこが今回の改正で始めと終わりではなくて、勤務時間の間でも、自由にとることができるというのがまず一つ。もう一つが1年間、年度4月から3月31日までの1年間の間で10日間ととることができるというものです。それは1時間単位でとることができるというのがまた変わりましたので、職員の育児と仕事の兼ね合いでとりやすくなつた。制度がそこが拡充されたというものになります。始めと終わりだけではなくいろいろなパターンでとれるようになるというのが今回の改正の趣旨です。以上です。

◎吉原 経夫委員

今、1年間で10日間1時間単位でとれると。これ新たにできた。前まではなかつてということでしょうか。

◎総務課長 佐藤 友哉

委員のおっしゃるとおりでございます。今までの部分休業というのが、この規定されてます第1号部分休業という名前になりました。第2号部分休業というのが1年間の間で10日間取得ができると、その勤務時間全てもとれますし1時間単位でとれますというのが新たにできたものになります。以上です。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

他に質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで討論を終わります。

議案第61号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

挙手全員です。したがって、議案第61号は可決すべきものと決定しました。

日程第4、議案第62号大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議場で提案説明ありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方どうぞ。

吉原委員。

◎吉原 経夫委員

吉原です。ちょっと、議場でも議案説明会でもされたかもしれません、少し対象となる町内の方、町外の方の人数だけでも教えていただけたらと思います。

◎総務部次長兼税務課長 加藤 謹

納税義務者数、総数で言います。1万2563件。そのうち町内1万0661件。町外の方1,914名でございます。以上です。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

他にありますか。

若山委員。

◎若山 照洋委員

これで幾らほど経費が、来年見込みがあるんでしょうか。

◎総務部次長兼税務課長 加藤 謹

来年というのは令和は8年度。令和8年度の予算まだ今これからの積算に基づいて予算を組ませてきますので、令和7年度で答えさせていただきますと、今年度は450万円を当初予算で計上しております。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

他に質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで討論を終わります。

議案第62号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

挙手全員です。したがって、議案第62号は可決すべきものと決定しました。

以上で総務建設常任委員会に付託されました全議案の審査は全て終了しましたので、  
これで総務建設常任委員会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時34分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

総務建設常任委員長 三輪 明広